

環境省
令和7年度 製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業
(地域人材育成支援) 公募要領

1. 背景

令和7年2月に改定された「地球温暖化対策計画」¹においては、「カーボンフットプリント等の算定・表示に関する人材育成等の支援により排出量の見える化を一層推進し、消費者が積極的に脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会を目指す。」とされている。

そのためには、企業が自社の製品・サービスのカーボンフットプリント（CFP）²の算定を行い、消費者に伝える取組を推進することが必要となる。

環境省では、そのような取組を加速するため、CFPの算定・表示に係るモデル事業を実施するとともに、具体的な手引きとしてカーボンフットプリントガイドライン（以下「CFPガイドライン」）、（別冊）CFP実践ガイド³（以下「CFP実践ガイド」）、CFP表示ガイド⁴を経済産業省との連名で発表している。

他方、特に中小企業等においては、CFPの算定等の経験がある者や知見がある者が少なく、人材が都市部に集中していることから、CFPの普及やそれを活用した排出削減に向けては、地域におけるCFPの算定・表示に係る人材の育成が急務となっている。

本事業においては、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、CFPの算定・表示に関する人材育成を支援し、地域の企業等の脱炭素経営を後押しすることで、脱炭素を通じて地域経済や暮らしを支えることを目指す。

本事業への参加を希望する業界団体や企業を以下のとおり公募する。

なお、本事業の運営は、環境省から委託を受けたボストン コンサルティング グループ合同会社（以下「BCG」）が事務局となって実施する。

2. 本事業の内容

(1) 事業に取り組む意義

地域において、CFPの取組を先導していく者を育て、地域内に展開することで、地域の温室効果ガス（GHG）削減やCFPを活用した課題解決につなげる。

- 企業の課題：CFPの活用による製品のブランディングや競争力強化、取引先へのCFPの提供、CFPを活用した削減対策の検討 等
- 自治体の課題：地域内のGHG削減、グリーン調達へのCFPの活用、GHG削減やグリーン製品に対する地域住民の理解醸成 等

¹ <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

² カーボンフットプリント(CFP)・・・製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を、CO2 排出量として換算した値のこと。

³ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/CFP_jissen_guide.pdf

⁴ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/CFP_hyoji_guide.pdf

(2) 対象事業

CFPの人材育成につながる取組を対象とする。

(望ましい例)

- CFPにフォーカスをあてた事業：CFPについて学ぶセミナーの実施、CFPについて教えるコンテンツの作成、地域製品向けのCFP算定・表示ルール策定

(望ましくない例)

- CFPにフォーカスをあてていない事業：Scope3に関する講演/セミナーの実施
- 単独個社への支援：社内でのCFP勉強会の実施

(3) 対象団体

本事業の対象は、CFPの算定・表示の人材を育成したい・地域のCFPの普及に取り組みたい団体とする。

以下は、参加団体の例である。なお、応募に当たっては、複数団体共同での参加、単独団体での参加いずれも可能とする。

- 自治体
- 商工会議所
- 金融機関
- 大学等の教育機関
- 支援機関
- 地域内の企業 等

(4) 実施内容

参加団体は、事務局の支援を受けながら、CFPの算定・表示の人材育成に、主体的に取り組むことが求められる。

- ステップ①：CFP人材育成事業の検討を行う
 - 事業の位置づけ・方向性の確認を行う
 - 事務局の支援内容をすり合わせる
 - スケジュールを決める
- ステップ②：人材育成事業を実行する
 - 必要に応じて、事務局からのCFPの講義を受講する
 - 検討した事業について実行し、CFP算定・表示に係る人材を育成する
- ステップ③：今後の計画を策定する
 - 更なるCFPの人材育成・地域内でのCFP算定・表示の促進に向けて、次年度以降のロードマップを策定する
 - 次年度以降の具体的な取組について計画策定・準備を行う
- ステップ④：実施した事業について報告する
 - 地域向けの報告会を開催し、地域のステークホルダーに対して、事業の取組成果や今後の計画を発表する

上記①～④の取組それぞれにおいて、事務局はCFPに関する知見・資料の共有、課題解決のための議論等、参加団体のニーズに応じて支援する。ただし、取組の主体は参加団体自身とし、参加団体は、CFPに関する学習や事業の検討・実施では一貫して、主体的に取り組むことが求められる。

※モデル事業に取り組む上での留意事項

参加団体においては、主体的な取組を実施するための体制を構築するとともに、地域におけるCFP人材育成のロールモデルを創出するという観点から、環境省/政府等による発信への協力、参加団体自らの積極的な発信が求められる。

① 円滑な事業推進に向けて

- 主体的取組に向けた事業推進体制の構築をする
 - 地域内に広く普及することができる団体や企業が参加する
 - 必要なリソースを確保し、参加者の役割を分担する（リーダー、周知担当者 等）
- 本事業の取組を明確化する
 - 取り組む人材育成の内容が明確である
 - 参加団体における CFP の中期的な目標や本モデル事業でのゴールが明確である

② ロールモデルの創出に向けて

- 環境省/政府が事業に関して発信・発表することに対し、積極的に協力する
 - 環境省が作成する人材育成に関するコンテンツに、本事業における取組を記載する
 - 報告会：地域のステークホルダーに対して、事業の取組成果や今後の計画を発表する
 - 脱炭素経営フォーラム（仮称）：本事業における取組等を発表する
- 参加団体として CFP への取組を発信し、広く普及を目指す
 - 本事業への取組やその成果を積極的に対外発信・発表し、企業の脱炭素経営や消費者の行動変容に貢献する
 - 本モデル事業で得た知見や策定するロードマップは本事業終了後も積極的に活用し、CFP の取組を拡大する

(5) 人材育成事業の例

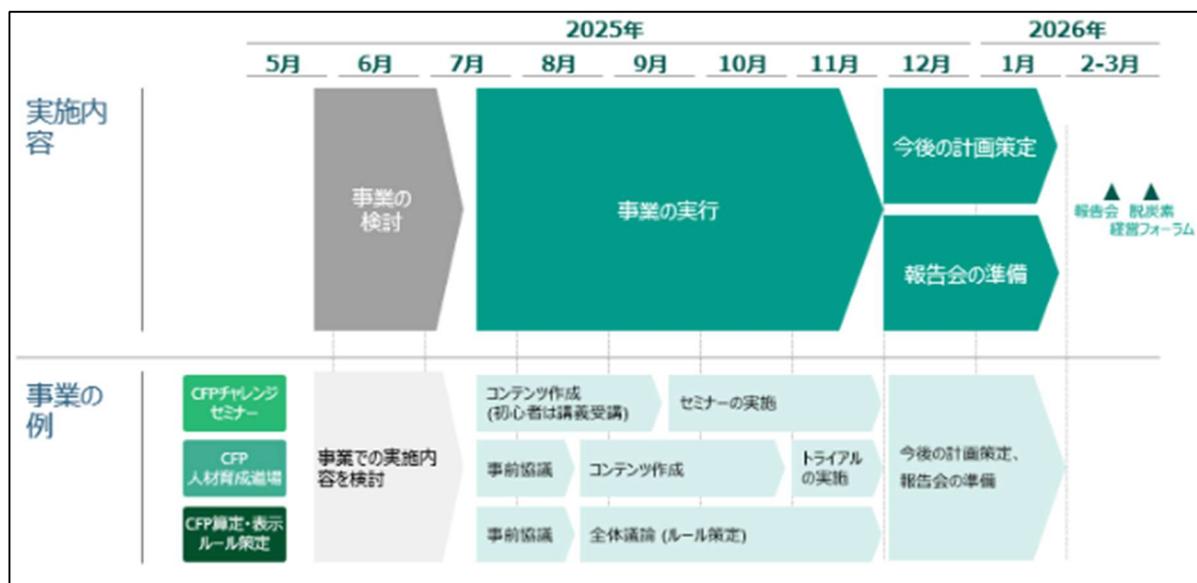
本事業で実施する人材育成事業は、応募団体の意向に沿って検討・実施する。例えば、以下のようない事業例が考えられるが、これにとどまらず、地域のCFPに関する人材育成に資する事業であれば、対象とする。

- 参加者がCFPについて学ぶ
 - 事務局が講師となるCFPのセミナーを企画・受講して、簡単なCFP算定に取り組む
- 参加者がCFPについて教える
 - 事務局の伴走支援の下、CFPについての教材作成や、地域内の企業等に対してCFPを教える講師の育成を行う
- 参加者がCFPに関するルール等をつくる
 - 事務局の伴走支援の下、地域の製品に関するCFPの算定・表示ルールを作る

(6) 実施及び支援スケジュール

- 5月以降速やかに事業を開始し、令和8年2月頃まで実施予定。
- 概ね以下のようなスケジュールで支援を進めることを想定しているが、実際のスケジュールや支援方法は参加団体の検討状況や支援ニーズに応じて調整する。

【モデル事業の実施スケジュールのイメージ】



3. 本事業への参加方法

(1) 募集期間

令和7年4月21日(月)～5月23日(金) 15時必着

(2) 応募手続

申請書に必要事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに下記提出先に電子メールにて提出すること。

提出された申請書は本モデル事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討以外の目的には使用しない。なお、申請書を提出した企業には、事務局から申請書の内容について問い合わせの連絡をさせて頂く場合がある。

【申請書提出先】

E-mail : MOEcfp@bcg.com

(3) 参加団体の採択基準

地域のCFP人材を育成するという趣旨に鑑み、以下の採択基準によって参加団体を選定する。なお、今年度は2団体程度を採択予定である。

● **円滑な事業運営**

- 本事業で実施したいこと、目指すゴールが明確である（必須）
- 地域の GHG 削減の目指す姿における本事業の位置づけが明確である（必須）
- 検討に参加する参加者や企業とそれぞれの役割が明確である（必須）
 - ◇ 議論の取りまとめを行うリーダーや、コンテンツ作成作業責任者、日程調整担当者等が決まっている
- 事務局に求める支援内容が具体的である※（必須）
- 現時点のスケジュール案・想定される課題が明確である（加点）
- GHG/CFP 算定もしくは LCA 実施の経験があり、実務を理解している者が参加する（加点）

● **波及効果・横展開**

- 地域の企業等に広く影響力がある団体・組織や企業が参加している（必須）
- 本モデル事業での取組内容についての環境省/政府からの発信に協力できる（必須）
- 本モデル事業での取組内容についての発信を積極的に行う予定がある（必須）

● **次年度以降の取組**

- 次年度以降の地域内の CFP 人材の増強、CFP の取組普及を目指している（必須）
- 次年度以降の取り組み継続・自立に向けた工夫が含まれている（加点）

※ なお、要望に全て対応できるとは限らない

4. その他、免責事項等

- ① 本事業は、BCG及び提携先が実施する。申請書を提出した業界団体・企業は、本事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討のため、環境省のほかBCGにも、事業の実効性向上の観点から、申請書に係る情報が共有されることに同意すること。
- ② 本事業に関する参加団体の活動にかかる費用は、原則として参加団体が負担すること。
- ③ 本事業に参加する業界団体・企業は、環境省WEBサイト等において支援事業の参加団体として公表する。また、不採択となった団体・企業は公表しない。
- ④ モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及びBCGに属し、参加団体は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能。）
- ⑤ 参加団体が作成する資料の著作権については、参加団体に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。（URL）<http://www.env.go.jp/mail.html>
- ⑥ 本事業において、環境省及びBCGに提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、BCG及び提携先が使用することに同意すること。
- ⑦ 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、支援を中止する場合がある。
- ⑧ 参加団体は、参加団体の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。
- ⑨ 参加団体は、環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

5. お問い合わせ先

ボストン コンサルティング グループ合同会社 （E-mail : MOEcfp@bcg.com）

個人情報のお取り扱いについて

モデル事業の応募申請書に記載されるご本人様の情報は、「個人情報」に該当しますので、ボストン コンサルティング グループ合同会社（以下「当社」といいます。）が、個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご応募くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」（当資料）に従って対応いたします。
2. ご連絡いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - ① 「令和7年度 製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業」に関するご連絡。
3. ご連絡いただいた個人情報の利用について
 - ① 2. に示す利用目的の範囲を超えて、ご担当者様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
 - ② 2. に示す目的に限り、ご担当者様の個人情報を本事業の委託元である環境省及び提携先に提供いたします。
 - ③ 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口・管理者】

ボストンコンサルティンググループ合同会社 近藤・小川

近藤：kondo.yukiko@bcg.com

小川：ogawa.takuya@bcg.com

当社の「プライバシーポリシー」をご覧になりたい方は

<https://www.bcg.com/ja-jp/about/privacy-policy>（英語版）をご覧ください。